平成２９年（フ）第８８８号
堺市堺区浅香山町３丁12番15―805号
債務者　岩橋　弘喜
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　宗成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目３番25号　ヴィラフェニック103
債務者　春田　清志
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３７号
埼玉県狭山市柏原4350番地　グラシアＢ103
債務者　鈴木　和美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９６号
北海道紋別市落石町４丁目27番１号　せせらぎ団地　Ｄ棟201号
債務者　佐々木梨香
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺野　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
北海道帯広市西16条南５丁目21番13号　コーポアルクⅡ102号室
債務者　向井　晶子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉本　和宜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
堺市北区金岡町2311番地２
債務者　マユミ・バレエこと　**荻**田真由美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９２号
堺市北区金岡町2311番地２
債務者　**荻**田　勝士
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地45
債務者　日髙　聖文
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５号
熊本県玉名市両迫間1159番地３
債務者　古奥　俊男
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第４６号
熊本県玉名市両迫間1159番地３
債務者　古奥利江子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２４１号
北海道旭川市永山10条６丁目４番18号
債務者　佐藤　則男
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６３号
長崎県大村市片町76番地２　幸町コーポ208号、旧住所長崎県大村市竹松本町676番地６
債務者　池田　　稔
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８７号
茨城県水戸市見川２丁目81番地の２　Ｃ棟
債務者　藤枝　好一
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０６７号
埼玉県川口市大字西立野494番地ソレアードＤ　201号、旧住所さいたま市岩槻区並木１丁目28番１―219号
債務者　小川　　謙
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７０号
埼玉県新座市畑中２丁目５番６号　コーポしらさぎ203号室
債務者　小原　翔平
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８９号
埼玉県川口市大字安行領根岸435番地の12　メゾンハヤブサ101号
債務者　山本　浩次
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係